

令和元年11月26日
航空局空港計画課
航空局管制課

那覇空港滑走路増設事業の供用について

那覇空港の第二滑走路を令和2年3月26日から供用開始します。
また、これに先立ち、同年1月15日から新管制塔の運用を開始します。

1. 第二滑走路の供用開始

沖縄県と国内外を結ぶ人流・物流の拠点として極めて重要な役割を果たしている那覇空港において、更なる沖縄振興を図るため、平成25年度から実施していた第二滑走路の増設事業について、供用日を令和2年3月26日としますので、お知らせします。

今後、残りの工事を完成させるとともに、無線施設等の検査、航空法の手続き、航空会社等への周知等を経て、供用を迎えることとなります。

また、ターミナル地域の機能強化も図っており、令和2年7月頃にC I Q施設が拡張される予定です。

2. 新管制塔の運用開始

現管制塔は、新設滑走路にブラインドエリア（視認障害範囲）が発生するため、現滑走路と新滑走路の中間の位置に新管制塔を整備しました。

第二滑走路の供用に先立ち、管制官の慣熟のため、1月15日から新管制塔の運用を開始します。

(問い合わせ先)

1. について

航空局航空ネットワーク部空港計画課 温品（ぬくしな）

03-5253-8111(内線:49202)

03-5253-8717(直通)

03-5253-1658(F A X)

2. について

航空局交通管制部管制課 畔野（うんの）

03-5253-8111(内線:5121)

03-5253-8749(直通)

03-5253-1664(F A X)

那覇空港滑走路増設事業

【事業概要】

○滑走路処理容量：13.5万回／年→24万回／年※
※回転翼機及び深夜発着機は含まず

○総事業費：約2,074億円

○事業内容

用地造成(埋立工)、滑走路・誘導路新設、
管制塔・無線施設・照明施設整備等

【事業の経緯】

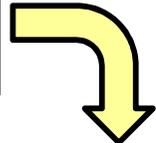
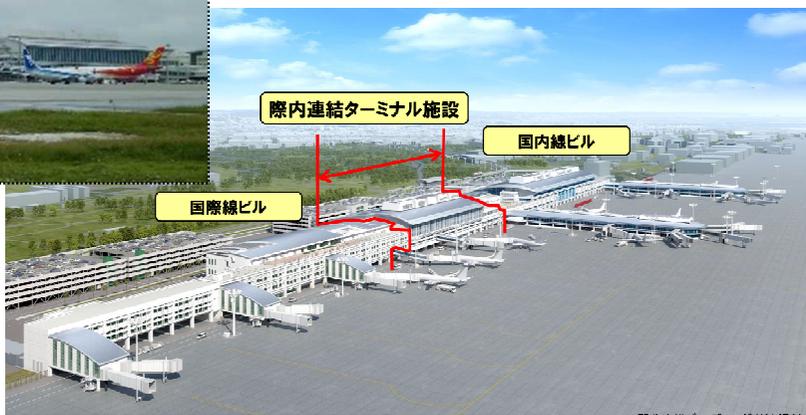
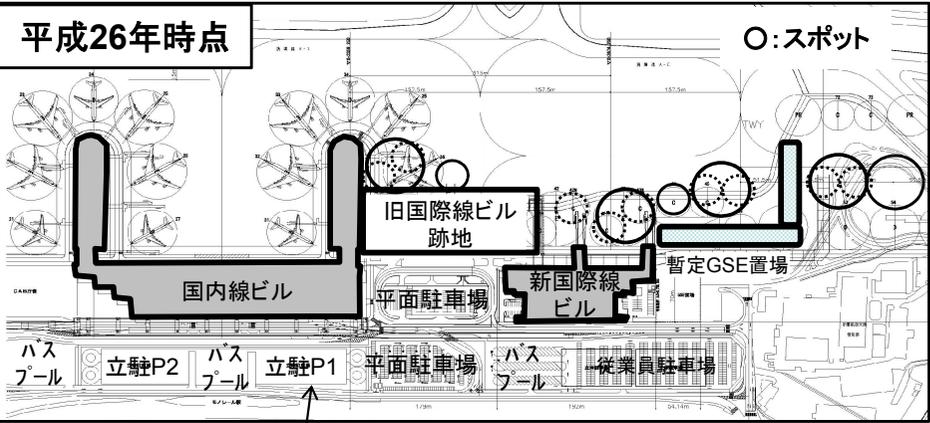
平成25年4月	新規事業化
平成26年1月6日	事業決定の告示(航空法第40条)
1月中旬	工事の着手
令和2年3月26日	供用開始(予定)



那覇空港国際線ターミナル地域再編事業(令和元年11月現在) 国土交通省

○平成26年2月に新国際線旅客ターミナルビルが供用開始した以降も、増大するインバウンド需要に対応するため、平成31年3月には国際線・国内線の施設の間に新ターミナル施設(際内連結ターミナル施設)を供用開始したところ。

○現在、CIQ施設の拡張など、更なる機能強化を進めています。

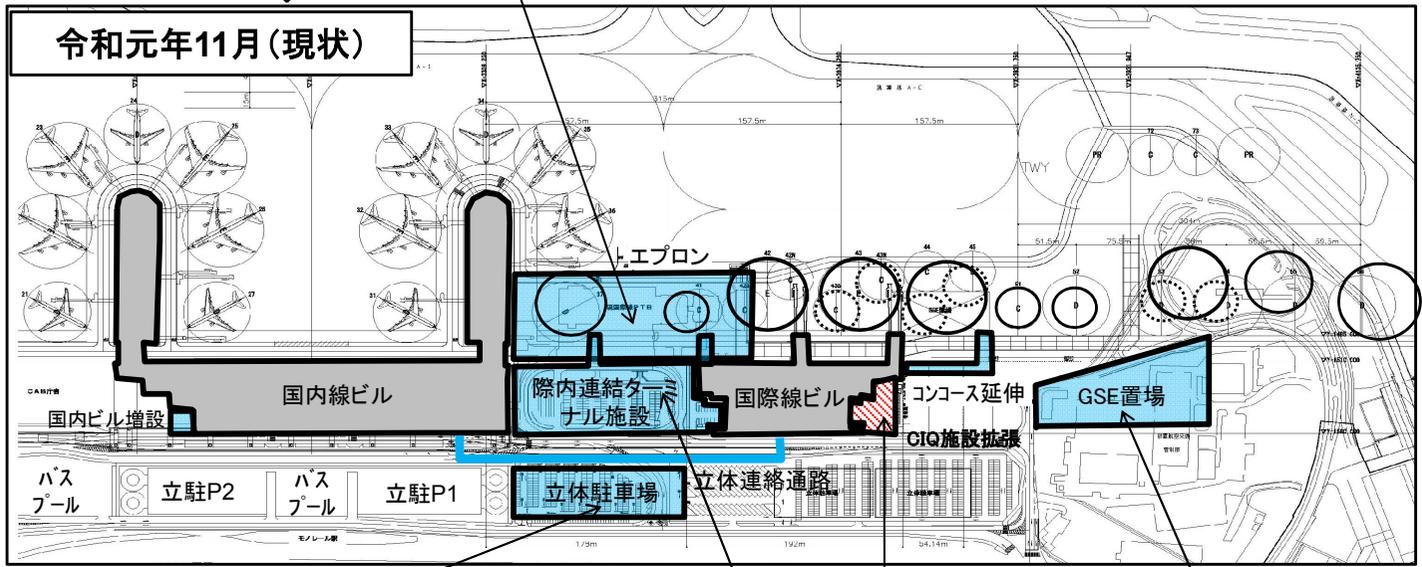


エプロン
(平成29年5月供用)

際内連結ターミナル施設



駐車場の混雑状況



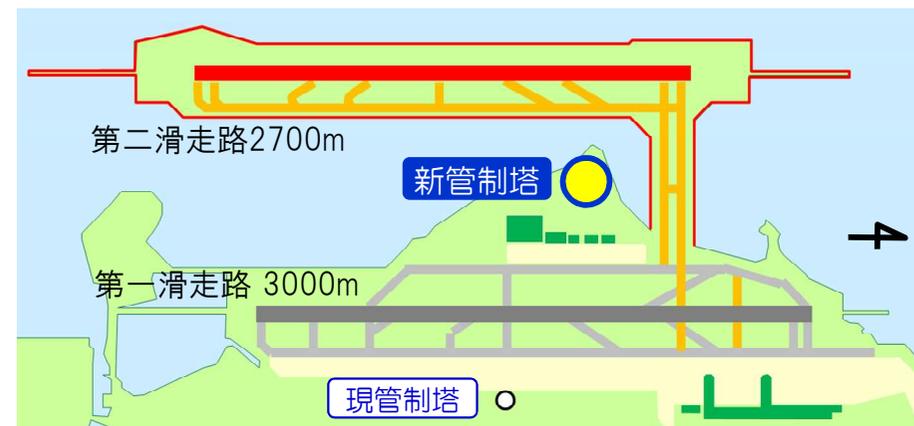
立体駐車場
(平成28年9月供用)

際内連結ターミナル施設
(平成31年3月供用)

CIQ施設拡張
(R2年7月供用予定)

GSE置場
(平成31年2月供用)

- 第二滑走路の供用にあわせて空港全体の視認性を確保するため、最適な位置である両滑走路間に整備
- 管制官の慣熟のために、令和2年1月15日から運用を開始



高さ 地上88m（8階建）

※ 国内第2位
（第1位は羽田：地上高115.7m）
【参考】現管制塔高さ：地上36m

